

## 四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第3条」及び「第8条」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例（令和8年条例第 号）に規定する利用料のほか、特定乳児等通園支援事業による支援において提供する便宜に要する費用について、利用する乳児等の保護者から支払を受けるものとする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。